

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月23日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役グループ代表  
グループ会長兼社長執行役員・CEO 熊谷正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 (03)5456 - 2555

【事務連絡者氏名】 取締役グループ副社長執行役員・CFO  
グループ代表補佐 グループ管理部門統括 安田昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 (03)5458 - 8310

【事務連絡者氏名】 グループ執行役員 グループ法務部長 川崎友紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年3月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月20日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

2021年11月21日の取締役会決議により高層複合施設「世田谷ビジネススクエア」（東京都世田谷区用賀）の信託受益権の55%を取得したことに伴い、保有不動産を活用した不動産管理及び賃貸事業を可能とするために現行定款第3条（目的）について変更をするものであります。

遠隔地の株主など多くの株主の出席を容易にし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等のリスクを低減するため、完全電子化による株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催することができるよう、現行定款第21条（招集）について変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、熊谷正寿、安田昌史、西山裕之、相浦一成及び伊藤正を選任するものです。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、橋弘一、小倉啓吾、郡司掛孝及び増田要の4名を選任するものです。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億円以内とするものです。

#### 第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	900,707	71,832	3	(注)1	可決 91.74
第2号議案 取締役5名選任の件					
熊谷正寿	674,077	298,465	3	(注)2	可決 68.66
安田昌史	822,635	149,907	3		可決 83.79
西山裕之	834,086	138,456	3		可決 84.96
相浦一成	836,886	135,656	3		可決 85.24
伊藤正	836,884	135,658	3		可決 85.24

第3号議案 監査等委員4名選任 の件					
橘弘一	810,599	161,942	3	(注)2	可決 82.56
小倉啓吾	719,296	253,244	3		可決 73.26
郡司掛孝	853,202	119,342	3		可決 86.90
増田要	856,565	115,979	3		可決 87.25
第4号議案 監査等委員である取 締役の報酬額改定の 件	957,624	14,393	532	(注)3	可決 97.54
第5号議案 会計監査人選任の件	971,754	262	532	(注)3	可決 98.98

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。